様式第5号（第10条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

身延町水道事業管理者（身延町長）　　　　　　　印

**給水停止通知書**

　あなたの未納水道料につきましては、給水停止予告書により、納付をお願いして参りましたが、未だに納入されておりません。不本意ですが、未納水道料を納付していただくまで身延町水道給水条例第39号の規定により、給水を停止しますので通知いたします。

記

1．給水停止日　　　　　　　　　年　　　月　　　日　（）

2．給水場所　　　　　　　　　　身延町

3．未納水道料金

　（1ヶ月分又は2ヶ月分の滞納でも、3ヶ月間未納となっている場合は、給水停止の対象となりますので、ご承知ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 過年度分 | 円 |
| 月以前 | 円 |
| 月分 | 円 |
| 月分 | 円 |
| 月分 | 円 |
| 合　　計 | 円 |

4．納入場所　　　　　①納付書に記載の出納取扱金融機関・収納取扱金融機関

　　　　　　　　　　 ②身延町役場会計課・上下水道課・身延支所・下部支所

5．問い合わせ先　　　身延町役場 上下水道課 水道業務担当

　　　　　　　　　　　中富浄化センター　　0556-42-4811

◎注意

（1）本通知到着前に納入された場合は、行き違いですので悪しからず御了承願います。

（2）納付の場合は、必ず納付書と本状をご持参下さい。

（3）上記未納水道料金が納付されるまで、停水の解除は行いません。

また、休日及び平日午後5時以降にお支払いされた場合は、翌営業日に停水の解除を行い

ますので、ご承知おき下さい。

（4）停水のため損害を生じることがあっても、身延町はその責任を負いません。

（5）納付した場合は、必ず翌営業日までに上下水道課 水道業務担当までご連絡ください。

**※金融機関から役場へ納付通知が届くまでに、1週間から2週間を要します。**

**※役場（会計課、両支所）で納付した場合は、上下水道課へ連絡するよう職員に伝えて下さい。**